

**「道の駅おおた交流センター」  
指定管理者募集要項**

**令和8年5月**

**太田市**

## 道の駅おおた交流センター指定管理者

### 募集要項

平成24年3月、「道の駅 おおた」（以下「施設」という。）がオープンしました。

太田市では本施設の管理運営業務について、「柔軟性のある施設運営と、効率的な経営で、継続的に進化する施設」となるべく、民間の持つ経験とノウハウを活かすことのできる「指定管理者制度」にて14年間運営を行ってきました。

令和9年4月1日からの管理運営業務について、地方自治法第244条の2第3項、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び道の駅おおた交流センター条例に基づき、指定管理者の候補者を募集します。

### 1. 施設の概要

名 称	道の駅おおた交流センター
所 在 地	太田市粕川町701番地1
供用開始	平成24年3月
敷地面積	20,516㎡（国土交通省整備分を含む）
建物面積	1,129㎡（国土交通省整備分を含む）
建物構造	鉄骨造 平屋建
施設内容	農産物展示即売コーナー（農産物等の展示及び販売施設） 観光交流コーナー、多目的休憩コーナー（飲食・休憩施設） イベント広場、その他 24時間トイレ、情報コーナー（道路情報等発信施設） 駐車場（大型車両40台、普通車両120台、身体障がい者用4台、 EVスタンドその他） 駐 輪 場（オートバイ用等）

### 2. 施設の活用方針

「道の駅」本来の目的である「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」、「防災機能」にとどまらず、地域産業の活性化、観光振興の拠点化、市民の交流の場としての機能を持ち、多くの人がふれあう施設とします。

### 3. 経営にあたっての基本的な考え方

以下の3つの目標を据えた経営とします。

- (1) 公の施設として、一部の利益のみに資することなく、指定管理者を含めた各利用者が公平に利用できるような管理運営に努めること
- (2) 市民及び市外からの来訪者に対する「顔」となる施設として、安全かつ清潔な環境を維持し、より多くの利用者に対し良好な利用体験を提供するような管理運営に努めること
- (3) 農政部所管の施設として、地元農畜産業の振興及び地元農畜産物の普及を図り、より多くの地元生産者のモチベーション向上に資するような管理運営に努めること
- (4) 利用者の満足度や利便性のさらなる向上と、より一層、魅力と賑わいのある施設とするため、リニューアルに向けて、調査・研究及び企画・立案等について、太田市と連携を図ること

### 4. 指定管理者が行う業務

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。

詳細は、「道の駅おおた交流センター」募集要項説明書（以下「説明書」という。）を参照してください。

（参照：説明書2～3頁 ※1. 指定管理者が行う業務の範囲）

- (1) 道路の通行者への休憩の場の提供に関する事
- (2) 農産物等の展示及び販売施設の管理運営に関する事
- (3) 物品等の展示及び販売施設の管理運営に関する事
- (4) 多目的休憩施設の管理運営に関する事
- (5) 観光振興に関する事
- (6) 利用促進・販売促進に関する事
- (7) 市民及び来訪者の交流促進に関する事
- (8) 施設・設備等の維持管理に関する事
- (9) 施設利用の承認・料金等に関する事
- (10) その他業務

### 5. 施設の管理運営における基本事項

指定管理者が行う施設の管理運営に関する基本事項は以下のとおりです。

#### (1) 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間。

なお、この指定期間は太田市議会の議決が必要なため、太田市議会の議決後に決定します。

## (2)会計期間

会計期間は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

## (3)関係法令の遵守（参照：説明書3～4頁 ※2. 関連法令の遵守）

指定管理者は業務の実施にあたって、地方自治法、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、道の駅おおた交流センター条例（以下「道の駅条例」という。）その他関係法令を遵守し、利用者への公平性の保持及び安全確保に努めていただきます。

## (4)利用料金

① 地方自治法第244条の2第8項及び道の駅条例第10条及び第19条の規定に基づき、利用料金制を採用し、利用者（出荷者、出店者、占有者等）が支払う利用料金は指定管理者の収入として収受させることとします。

② 利用料金の額は、道の駅条例で定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて決定します。

③ 自主事業に係る収入

指定管理者が自ら企画、立案して実施する自主事業に係る収入は、指定管理者の収入となります。

## (5)指定管理料等

太田市（以下「市」という。）は、市有施設の管理運営業務に係る一切の経費は負担しません。その他については別途協議をすることとします。

## (6)施設の運営及び維持管理、修繕費等

施設の運営費、維持管理費、機器類の保守点検費、修繕費（税込50万円以下）等、施設の必要経費は全て指定管理者が利用料金で充当することとします。

なお、施設の各コーナーの用途や面積は指定されているため、面積の変更、配置交換等できません。ただし、コーナー内のレイアウト変更は可能です。

## (7)市への納入金

指定管理者が市へ納入する納入金は、会計年度ごとに締結する協定書において別に定めるものとします。

## (8)業務の委託

指定管理者は、本施設を管理運営するにあたり、業務を第三者に再委託することは認められません。ただし、市と協議の上、業務の一部を専門業者等に委託することができます。

その場合、優先的に市内に事業所を有する業者を活用することとします。

## (9)意見・要望の把握及び反映

地域住民や利用者の意見・要望を把握し、管理運営に反映するよう努めることとします。

## (10)災害時の対応

本施設は、災害時にもその機能を発揮できるよう、常に適切な維持管理を行うものとします。

なお、大規模災害時には基本協定等に定めていない事項についても市の指示に従うものとします。

## (11)指定の取消し等

施設の適正管理を期すために、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

## (12)指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償

指定の取消しや指定管理者の責による施設の損傷等、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。

## (13)原状回復措置

指定管理期間が満了し、継続して指定管理者の指定を受けていないとき又は指定の取消しによって指定管理者の指定が終了となる時は、市が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。これに係る費用請求はできません。

## 6. 応募手続き

### (1)応募資格（参照：説明書4頁 ※3. 応募資格）

指定管理者に応募できる団体は、指定管理期間中、安全かつ円滑に包括的管理ができる法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、太田市に本店又は支店を有する団体等とします。

なお、「団体等」とは、株式会社、NPO法人、組合等の団体をいい、組織の形態は問いません。

### (2)提出書類（参照：説明書5頁 ※4. 提出書類）

指定管理者指定申請書、事業運営に関する書類、団体等の概要に関する書類等  
詳細は説明書を参照してください。

### (3)提案内容

- ① 施設の特性を十分考慮した「道の駅おおた」の具体的な管理運営方法についての提案
- ② 独立採算制を前提とした経営計画案

③ その他、仕組み、イベント等自由な提案

(4) 応募に際しての留意事項（参照：参照：説明書 6 頁 ※ 5. 応募に際しての留意事項）  
重複提案の禁止、提案内容の変更等、説明書を参照してください。

(5) 指定管理者の決定等（参照：説明書 7～8 頁 説明書 ※ 6. 指定管理者の候補者の選  
定等 ※ 7. 選定後の業務等）

指定管理者は、指定管理者候補者審査委員会の審査を経て市長が指定管理者の候補者  
を選定し、太田市議会で指定管理者として決定されます。

(6) スケジュール

内 容	期 間
募集要項、詳細説明書等の配布	令和 8 年 5 月 2 0 日(水)～8 月 2 0 日(木) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土、日、祝日を除きます。)
質問受付	5 月 2 0 日(水)～8 月 2 0 日(木) 電子メール、ファクシミリにて受け付けます。
質問回答	5 月 2 0 日(水)より随時 太田市ホームページにて公開します。
申請書類の受付（応募期間） ※窓口のみ。郵送、電子メール、ファク シミリでの提出は不可。	5 月 2 0 日(水)～8 月 3 1 日(月) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土、日、祝日を除きます。)
指定管理者の候補者の選定・通知	1 1 月に通知します。
指定管理者の決定・通知	1 2 月中旬に決定、通知します。

**様式等のダウンロード**

募集要項に係る説明書、様式及び資料は、太田市のホームページからダウンロードすることが  
できます。

また、太田市の条例規則はホームページにある例規集データベースにおいて閲覧することができます。

太田市ホームページ：<http://www.city.ota.gunma.jp/>

**問合せ及び募集要項の配布、申込書類の提出先**

〒 3 7 0 - 0 3 1 3 太田市新田反町町 8 7 9 番地 エアリスアグリ内 農業政策課

電話 0 2 7 6 - 2 0 - 9 7 1 4 F A X 0 2 7 6 - 4 0 - 9 1 0 1

Eメール 026100@mx.city.ota.gunma.jp